

米国国防権限法に基づく特定の中国企業製品等の政府調達からの排除措置の強化

独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2024年2月28日号

執筆者:

[中島 和穂](#)k.nakajima@nishimura.com[大和田 華子](#)h.ohwada@nishimura.com[桜田 雄紀](#)y.sakurada@nishimura.com[吉井 一希](#)k.yoshii@nishimura.com

1. 2024 会計年度 国防権限法

2024 会計年度（2023 年 10 月～2024 年 9 月）の国防権限法（National Defense Authorization Act（以下「国防権限法 2024」という。）は、2023 年 12 月 22 日にバイデン大統領の署名により成立した¹。国防権限法 2024 は、973 頁にわたる法律であり、国防に関する予算配分だけでなく、多岐にわたる事項を規定している。本ニュースレターでは、このうち、米国の対中国の規制強化の方向性を示唆するものとして、中国の懸念事業体の製品やサービスを米国政府調達（主には防衛調達）から排除する措置を中心にポイントを解説する。

- (1) 中国系メーカー六社が製造するバッテリーの調達に国防総省の資金を使用することの禁止（第 154 条）
- (2) 米国で活動する中国軍事会社として特定された事業体に関する国防総省の調達の禁止（第 805 条）
- (3) 国防総省に対して特定のコンサルティングサービスを提供する事業体の利益相反防止措置（第 812 条）
- (4) 国防総省が、中国政府の国家交通運輸物流公共情報プラットフォーム「LOGINK」を含む「対象物流プラットフォーム」にデータを提供する事業体と契約することの禁止（第 825 条）
- (5) 特定のバイオテクノロジー事業体が中国軍事会社リストに掲載されるべきか否かの分析の実施（第 1312 条）
- (6) 行政機関が中国企業等により製造されたドローン調達することの禁止（第 1821～1833 条）
- (7) 特定の中国企業を含む懸念国の事業体により製造されたクレーンが米国の港湾にもたらす脅威の評価の実施（第 7405 条）

2. 概要

(1) 中国系メーカー六社が製造するバッテリーの調達に国防総省の資金を使用することの禁止

国防権限法 2024 第 154 条は、2027 年 10 月 1 日以降、国防総省の資金が、以下の中国系メーカー六社（これを承継する者を含む。）によって「製造」されたバッテリーを調達するために使用されることを禁止

¹ [Statement from President Joe Biden on H.R. 2670, National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2024 | The White House](#)

する²。

- Contemporary Amperex Technology Company, Limited (CATL)
- BYD Company, Limited.
- Envision Energy, Limited.
- EVE Energy Company, Limited.
- Gotion High tech Company, Limited.
- Hithium Energy Storage Technology company, Limited.

「製造」という要件について、上記中国系メーカー六社が、①最終製品を組み立て、若しくは製造している場合、又は、②バッテリーの部品の大部分を作り、若しくは提供している場合には、当該バッテリーは当該中国系メーカーにより「製造」されたものと取り扱われる³。

近時、電気自動車分野において中国企業が急速に成長する一方、米国では、バッテリー・サプライチェーンを中国から切り離す動きが進んでいる。例えば、2022年に成立した米国インフレ抑制法は、電気自動車に関する補助金に関して、車載バッテリーに含まれる部品や重要鉱物に関して所定の地理的要件を満たすことや、そのサプライチェーンに中国政府等の影響下にある事業体が含まれないことなどを要件として課している⁴。この国防権限法 2024 第 154 条も、こうした動きの中に位置づけられるものと思われる⁵。

(2) 米国で活動する中国軍事会社として特定された事業体に関する国防総省の調達禁止

国防権限法 2024 第 805 条は、国防総省に対して、以下①及び②を禁止する⁶。

- ① 「禁止対象事業体」との間で、物品、サービス又は技術の調達について契約を締結、更新又は延長すること（2026年6月30日より施行）
- ② 「禁止対象事業体」が生産又は開発した商品又はサービスを含む商品又はサービスの調達について契約を締結、更新、又は延長すること（2027年6月30日より施行）

ただし、本禁止規定は、バックホール、ローミング、相互接続等の第三者の設備に接続するためのサービスに係る調達契約には適用されない⁷。また、上記禁止規定は部分品には適用されないため、例えば、「禁

² 国防権限法 2024 第 154 条(a)、(b)

³ 国防権限法 2024 第 154 条(c)

⁴ 米国インフレ抑制法に基づく EV 補助プログラムの概要については、「[米国インフレ抑制法に基づく EV 補助プログラムの概要 \(2023年2月7日号\)](#)」、「[米国インフレ抑制法に基づく EV 補助プログラム-概要アップデート- \(2023年6月2日号\)](#)」及び「[米国インフレ抑制法に基づく EV 補助プログラム-「懸念される外国の事業体」ルールの明確化- \(2024年1月12日号\)](#)」を参照。

⁵ 関連報道として、Bloomberg, [US to Ban Pentagon Battery Purchases From China's CATL, BYD](#) (January 20, 2024) .

⁶ 国防権限法 2024 第 805 条(a)(1)、(b)

⁷ 国防権限法 2024 第 805 条(a)(3)(A)

止対象事業体」が生産した商品を部分品として含む最終製品を、「禁止対象事業体」以外から調達することは禁じられていない⁸。

上記「禁止対象事業体」とは、**国防権限法 2021 第 1260H 条に基づくリスト**（以下「**1260H 条リスト**」又は「**中国軍事会社リスト**」という。）に掲載された事業体、及び、その支配下にある事業体をいう⁹。1260H 条リストには、**米国で直接又は間接に活動している「中国軍事会社」と判断される事業体**が掲載されることとなっており¹⁰、「中国軍事会社」には、(i)中国人民解放軍又はその他の中国共産党中央軍事委員会の下部組織に直接又は間接に所有、支配等されている会社のほか、(ii)中国国防産業基盤への「軍民融合の貢献者¹¹」として特定される会社が含まれる。

1260H 条リストは、2021 年 6 月にはじめて公表され、直近では 2024 年 1 月 31 日に更新されている¹²。SDN リスト等の制裁対象者リストとは異なり、1260H 条リストへの指定による直接の法的効果はこれまで定められてこなかったが、今般の国防権限法 2024 第 805 条により、1260H 条リストに掲載された事業体に関して調達規制が課されることとなる¹³。

本禁止規定の更なる詳細は、今後、施行規則によって定められることが予定されており、上記①については国防権限法 2024 の制定日（2023 年 12 月 22 日）から 1 年以内に、上記②については 545 日以内に、それぞれ細則が定められることとされている¹⁴。

(3) 国防総省に対して特定のコンサルティングサービスを提供する事業体の利益相反防止措置

国防権限法 2024 第 812 条は、国防長官は、コンサルティングサービスを提供し、かつ、5416 から始まる北米工業分類（NAICS コード）を割り当てられた事業体が、国防総省とのコンサルティングサービス契約締結前に、以下①又は②に該当しないことを証明しなければならない旨、同法の制定日（2023 年 12 月 22 日）から 180 日以内に、政府調達規則（国防省追加規則）を改定しなければならないと規定する。また、同条に基づき、国防長官は、当該証明を行うことができない事業体（以下「**規制対象事業体**」という。）との間で、「コンサルティングサービス」に関する契約を締結することが禁止される。

① 中国政府、中国の安全保障サービス又は諜報機関等（以下「**対象外国事業体**」という。）との間でコ

⁸ 国防権限法 2024 第 805 条(a)(3)(C)。この点で、ファーウェイ等が製造する通信機器等を重要な部分品として含む製品等の調達を禁ずる、国防権限法 2019 第 889 条などとは異なっている。

⁹ 国防権限法 2024 第 805 条(a)(2)

¹⁰ 国防権限法 2021 第 1260H 条(a)

¹¹ 詳細は国防権限法 2021 第 1260H 条(d)(2)参照。「軍民融合貢献者」には、中国政府から軍民融合を目的とした支援を受けている事業体等が該当する可能性があるほか、「国防長官が適切と認めるその他の全ての事業体」も含まれるものとされている。

¹² 最新のリストは <https://media.defense.gov/2024/Jan/31/2003384819/-1/-1/0/1260H-LIST.PDF> より確認可能。

¹³ なお、1260H 条リストに掲載された事業体を制裁措置の対象とする法案も米議会で審議されており、同リスト掲載の事業体については今後規制が強化される可能性がある。

¹⁴ 国防権限法 2024 第 805 条(a)(4)

ンサルティングサービス契約を締結する事業者（当該事業者の子会社又は関係会社も含む。）

② 米国政府の契約監督機関が監査可能な利益相反軽減策¹⁵を維持していない事業者

上記の「コンサルティングサービス」は、連邦調達規則 2.101 条の「助言及び支援サービス」と同様の意味¹⁶を有するとされ、幅広いコンサルティングサービスを含むものとして定義されているが、①法律、監査、会計、税務、報告若しくは各国の法律や基準によるその他の要件の遵守、又は、②司法、法律若しくは衡平法上の紛争解決手続に関する製品又はサービスの提供は、明示的に対象外とされている¹⁷。

国防総省の契約担当者は、利益相反が回避又は軽減されないことを理由に、規制対象事業者に対してコンサルティングサービス契約を発注しないことを決定する前に、その理由を当該規制対象事業者に通知し、当該事業者に応答する合理的な機会を与えなければならない。反対に、国防総省の契約担当者は、利益相反が生じている場合であっても当該規制対象事業者に契約を発注することが米国の最善の利益になると判断した場合には、所定の手続に従い本規定の適用を免除をすることができる¹⁸。

(4) 国防総省が、中国政府の国家交通運輸物流公共情報プラットフォーム「LOGINK」を含む「対象物流プラットフォーム」にデータを提供する事業者と契約することの禁止

国防権限法 2024 第 825 条は、中国政府が提供する国家交通運輸物流公共情報プラットフォーム「LOGINK」を含む「対象物流プラットフォーム」に関し、以下①から③を規定する¹⁹。

① 国防長官は、「対象物流プラットフォーム」にデータを提供する事業者との間で契約を締結してはな

¹⁵ 詳細は国防権限法 2024 第 812 条(b)参照。この利益相反軽減策には、(a)法令等によって禁止されていない場合、規制対象事業者と対象外国事業者との間のコンサルティングサービス契約の特定、(b)国防総省とのコンサルティングサービス契約の現実的又は潜在的な利益相反を回避、相殺又は軽減するための行動方針を含む書面による分析、(c)国防総省とのコンサルティングサービス契約を履行する個人が、当該契約の期間中、対象外国事業者にコンサルティングサービスを提供しないことを確保するために規制対象事業者が採用する手続の説明、及び、(d)規制対象事業者が、国防総省とのコンサルティングサービス契約に関して、利益相反が生じたと判断してから 15 日以内に米国政府の契約監督機関に利益相反が解消されない旨を通知する手続の説明が含まれる。

¹⁶ 大要、組織の方針策定、意思決定、管理及び運営、プログラム及び/若しくはプロジェクトの管理及び運営、又は研究開発活動を支援又は改善するために、非政府関係者から契約に基づいて提供されるサービスをいうと定義されている。

¹⁷ 国防権限法 2024 第 812 条(f)(1)

¹⁸ 国防権限法 2024 第 812 条(d)

¹⁹ 2024 年 2 月 21 日付けで、米国運輸省海事局により公表された最新の“[2024-00X - Worldwide Foreign Adversarial Technological, Physical, and Cyber Influence](#)”は、「LOGINK」について、世界の少なくとも 24 の港湾が LOGINK と協力協定を結んでいること、企業登記簿や船舶/貨物データなど、大量のビジネス及び外国政府の機密データを収集できること、中国政府は、LOGINK の普及を支援する物流データ標準を推進しており、重要な港湾インフラへの LOGINK の設置と利用により、中国は機密性の高い物流データへのアクセスや収集を行う可能性が非常に高いことを指摘している。

また、LOGINK について分析した、米国議会の諮問機関である「米中経済・安全保障検討委員会 (U.S.-China Economic and Security Review Commission)」の報告書 (Issue Brief) においては、中国政府が関与する「対象物流プラットフォーム」については、物流データの管理や貨物の追跡を通じて情報を集約することによって、中国企業が商業的に優位な立場になり得るリスクのみならず、米国の軍事戦略へ影響を及ぼすリスク (中国政府が情報提供を受けている可能性があることから、平時に情報源となり得るリスクにとどまらず、緊急時に米国を攪乱するために中国政府によって利用されるリスク) が指摘されている (U.S.-China Economic and Security Review Commission, [LOGINK: Risks from China's Promotion of a Global Logistics Management Platform](#) (September 20, 2022) 参照。

らない。

- ② 「対象物流プラットフォーム」を使用していることが判明した「対象事業者」は、「対象物流プラットフォーム」を使用している限り、連邦補助金を受ける資格を有さない。
- ③ 米国の同盟国又はパートナー国の管轄区域内で活動する港湾又はその他の事業者が、「対象物流プラットフォーム」を使用し、又は使用を検討していると大統領が判断した場合、国務長官は、当該同盟国又はパートナー国との間で、「対象物流プラットフォーム」の使用終了などの交渉を行う。

「対象物流プラットフォーム」とは、以下の一部又は全部を利用又は提供するデータ交換プラットフォームを意味する²⁰。

- ・ 中国又は中国政府の部局、省、センター、機関若しくは代行機関が提供する国家交通運輸物流公共情報プラットフォーム（「LOGINK」と呼ばれる。）
- ・ 中国又はその管理下にある営利団体が提供又は後援する国家交通運輸物流情報プラットフォーム
- ・ 中国国営の事業者が提供する同様のシステム

報道によれば²¹、LOGINK を使用する港湾は、日本に六港、韓国に五港、マレーシアに一港、欧州に少なくとも九港、中東に少なくとも三港存在するとのことである²²。

上記①について、本規定の制定日（2023年12月22日）から180日後の日以降に、締結される契約に適用される。この場合であっても、国防長官は、(i)米国の国家安全保障に不可欠であると判断し、かつ、(ii)当該免除の使用及び米国の国家安全保障に対する当該免除の重要性を正当化する報告書を議会に提出した場合、特定の契約について、本規定の適用を免除することができる²³。

上記②の「対象事業者」とは、以下の(a)から(d)をいう²⁴。

- (a) 本規定の制定日（2023年12月22日）以降に、特定のプログラムの下で資金提供を受ける港湾局
- (b) 上記(a)記載の港湾局が所有する土地又は下記(d)記載の港湾に所在する海上ターミナル事業者
- (c) 連邦政府又は州政府の機関又は代行機関、及び
- (d) National Port Readiness Network における商業用戦略的港湾

上記②も本規定の制定日（2023年12月22日）から180日後の日以降に、締結される契約に適用される²⁵。また、この場合も、運輸長官は、国防長官と協議の上、運輸長官が(i)米国の国家安全保障に不可欠であると判断し、かつ、(ii)当該免除の使用及び米国の国家安全保障に対する当該免除の重要性を正当化する報告

²⁰ 国防権限法 2024 第 825 条(d)(2)及び(b)(1)の§50309(e)(1)

²¹ Voice of America, [US Bans Pentagon From Using Chinese Port Logistics Platform](#) (December 21, 2023).

²² 前掲脚注 19 の [LOGINK: Risks from China's Promotion of a Global Logistics Management Platform](#) 6 頁、8 頁参照

²³ 国防権限法 2024 第 825 条(a)(2)

²⁴ 国防権限法 2024 第 825 条(b)(1)の§50309(e)(2)

²⁵ 国防権限法 2024 第 825 条(b)(3)

書を議会に提出した場合、特定の契約について、本規定の適用を免除することができる²⁶。

上記③について、大統領は、米国と集団防衛条約又はその他の集団防衛協定を締結している全ての国、インド、台湾等に対し、交渉を行うとともに、交渉の過程で以下を行う²⁷。

- ・ 米国の同盟国及びパートナー国の政府に対し、当該政府の管轄下にある事業体に対し、対象物流プラットフォームの使用を終了するよう促すこと。
- ・ 対象物流プラットフォームが米国の軍事的及び戦略的利益にもたらす脅威、並びに当該脅威が当該国における米軍の駐留に及ぼし得る影響について説明すること。
- ・ 各国政府に対し、その発言力、影響力及び投票力を行使して米国と協調し、国際標準化団体において敵対国 (foreign adversaries)²⁸が対象物流プラットフォームを組み込んだ標準を採択しようとする試みに対抗するよう促すこと。
- ・ 多国籍の事業体、二国間又は多国間の交渉、軍事協力、及びその他関連する取り決め又は協定を通じて、対象物流プラットフォームの使用禁止を確立しようとする事。

(5) 特定のバイオテクノロジー事業体が中国軍事会社リストに掲載されるべきか否かの分析の実施

国防権限法 2024 第 1312 条は、国防長官に対して、同法の制定日 (2023 年 12 月 22 日) から 180 日以内に、「バイオテクノロジー事業体」又はその子会社、親会社、関連会社若しくは承継者が、中国の軍事会社又は軍民融合の貢献者に当たるとして中国軍事会社リストに掲載されるべきか、分析を行うことを義務づける (同リストの詳細は上記(2)参照)²⁹。

ここでいう「バイオテクノロジー事業体」とは、生命科学のイノベーション又は生物学的物質についての製品開発に用いられ、又はこれによって可能になる、技術、製品又はサービスを製造又は提供する事業体を意味する³⁰。

上記分析の結果、中国のバイオテクノロジー関係企業が中国軍事会社リストに追加される可能性がある。

(6) 行政機関が中国企業等により製造されたドローンを調達することの禁止

国防権限法 2024 第 1821 条～1833 条は、「2023 年米国安全保障ドローン法 (American Security Drone Act of 2023)」とのタイトルが付され、ドローンに関する種々の規定を含んでいる。特に、第 1823 条では、行政機関が、「対象外国事業体」によって製造又は組み立てられた無人航空機システム³¹を調達す

²⁶ 国防権限法 2024 第 825 条(b)(1)の§50309(d)

²⁷ 国防権限法 2024 第 825 条(c)(2)及び(3)

²⁸ 香港及びマカオを含む中国、キューバ、イラン、北朝鮮、ロシア及びニコラス・マドゥロ・モロス政権下のベネズエラとされている(国防権限法 2024 第 825 条(d)(3))。

²⁹ 国防権限法 2024 第 1312 条(a)

³⁰ 国防権限法 2024 第 1312 条(b)

³¹ 「無人航空機及び運航者が国家空域システムにおいて安全かつ効率的に運航するために必要な関連要素 (通信リンク及び無人航空機を制御するコンポーネントを含む。)」と定義される (国防権限法 2024 第 1822 条(2)、合衆国法典第 49 編 44801 条)。

ることが禁止されている³²。

「対象外国事業体」は、中国に所在する又は中国政府若しくは中国共産党の影響若しくは支配下にあると国土安全保障長官により判断される事業体や、その子会社・関連会社が含まれるため³³、これらの事業体が製造し又は組み立てるドローンの政府調達には禁止されることになる。

(7) 特定の中国企業を含む懸念国の事業体により製造されたクレーンが米国の港湾にもたらす脅威の評価の実施

国防権限法 2024 第 7405 条は、国家情報長官に対し、上海振華重工業有限公司（ZPMC）を含む、懸念国及びその営利団体が製造するクレーンが米国の港湾にもたらす脅威の評価を実施することを義務づける³⁴。国家情報長官は、同法の制定日（2023 年 12 月 22 日）から 180 日以内に、当該評価の結果について、連邦議会の適切な委員会に対して報告書を提出し、説明を行わなければならない³⁵。当該報告書及び説明の内容は、上記クレーンが機密情報を収集し、米国の港湾の業務を妨害し、さらに、米国の国家安全保障に影響を与える可能性について概説するものとされている³⁶³⁷。

3. 日本企業への示唆

国防権限法 2024 には、上記 2 のとおり、中国系メーカー六社の製造するバッテリーの調達に国防総省の資金を使用することの禁止、米国で活動する中国軍事会社として国防総省により特定された事業体に関する国防総省の調達の禁止、国防総省が LOGINK にデータを提供する港と契約することの禁止、中国企業等により製造されたドローンの調達の禁止（防衛調達に限られない。）のように、中国系企業の製品やサービスについての国防総省の資金使用禁止や調達排除などの様々な措置が含まれている。中国企業の一定の製品やサービスの政府調達からの排除は、2019 年度国防権限法第 889 条による中国企業 5 社の通信・監視関連の

³² 国防権限法 2024 第 1823 条(a)

³³ 国防権限法 2024 第 1822 条(1)(D)

³⁴ 国防権限法 2024 第 7405 条(b)

³⁵ 国防権限法 2024 第 7405 条(c)(1)

³⁶ 国防権限法 2024 第 7405 条(c)(2)

³⁷ 米国のシンクタンクである MITRE 社の 2024 年 2 月 13 日付報告書“[Chinese Technology Influence in U.S. Seaports](#)”では、ZPMC のコンテナクレーンの世界市場シェアは 70%であり、ZPMC のクレーンは米国港湾のクレーンの 80%を占め、10 の戦略港湾に導入されているとされている。

バイデン大統領は、2024 年 2 月 21 日、港湾施設や設備に関するサイバーセキュリティ対策を強化する[大統領令](#)に署名した。この大統領令に続いて、同日、米国沿岸警備隊は、米国における中国製クレーンの普及状況と、米国の重要インフラを破壊する中国の利益に関連する脅威情報に基づく、[海上安全保障指令\(MARSEC\)](#)を発令した。同指令により、中国製クレーンの所有者とオペレーターに対するサイバーセキュリティ要件が課されることになった（具体的な要件は機密性の高いセキュリティ情報と見なされ、一般に共有しないこととされている。）。さらに、同日付で米国運輸省海事局により公表された“[2024-00X - Worldwide Foreign Adversarial Technological, Physical, and Cyber Influence](#)”では、ZPMC のクレーンについては、個々の構成によっては、遠隔地から制御、整備、プログラムすることができるものであり、これらの機能は、潜在的に悪用のおそれがあるとの指摘がなされている。

機器、システム又はサービスを対象とする措置を始めとして、これまで複数の米国法令³⁸によって講じられており、今回の措置はその延長線上にあるものといえるが、バッテリー、ドローン、港湾物流情報の外国政府による情報アクセス・サイバーセキュリティなど、近時の米国の経済安全保障に関する問題意識を反映したものであり注目に値する。また、中国のバイオテクノロジー事業体の中国軍事会社リストへの掲載の要否に関する分析、中国企業等により製造されたクレーンが米国港湾にもたらす脅威分析等、今後の一層の強化のための布石ともいうべき施策も含まれており、今後も米国政府による安全保障上の懸念があるとされる、一定の中国系企業の製品等の政府調達からの排除は一層進んでいく可能性がある。

日本との関係では、上記の各種施策のうち、とりわけ、LOGINK を利用する事業者との取引制限や中国企業を含む懸念国の事業体により製造されたクレーンに関する措置は、近時日本政府から公表された経済安全保障推進法³⁹の改正を通じた一定の港湾インフラ事業者を対象とする規制強化とも方向を同じくするものであるといえる⁴⁰。経済安全保障推進法では、名古屋港コンテナターミナルのシステム障害事案もふまえて、一般港湾運送事業者が、同法の規制対象となる重要なインフラ事業者（特定社会基盤事業者）として追加されることが見込まれている（経済安全保障推進法の改正法案が通常国会に提出されることが見込まれる。）⁴¹。また、少なくとも日本の6港（横浜、川崎、大阪、神戸、新潟、四日市）については、協力覚書を通じて LOGINK への接続を行っている旨が米国議会の諮問機関の報告書において指摘されているところ⁴²、今後、米国政府が国防権限法 2024 に基づき、日本政府に対して LOGINK の使用を終了するなどの対応を求める可能性もある。また、米国政府により示された LOGINK や一定の中国企業の製造するクレーンに関する安全保障上の懸念について、日本の規制として十分なものかどうか、という更なる議論が生じる可能性もある。したがって、今後見込まれる経済安全保障推進法の改正を通じて、基幹インフラ事業者として指定される可能性のある、一般港湾運送事業者、当該事業者に重要設備やその構成設備を供給している事業者、重要設備の維持管理等を受託している事業者など、経済安全保障推進法の直接又は間接の適用を受ける可能性のある事業者だけでなく、港湾インフラの運営事業者、国際物流関係事業者、船舶運航者、港湾への設備供給者においては、今後の港湾の安全保障に関する分野における規制措置の動向について注視をしていく必要があると考えられる。

上記の港湾インフラ以外の施策に関しても、米国の国防総省を含む政府機関との直接又は間接の取引がある日本企業の場合は、自社の製品のサプライチェーンにおいて、国防授權法 2024 に基づく規制の対象となる製品やサービス（規制対象となる事業者が製造等するドローン、バッテリー）が含まれていないかを確認する必要があると考えられる。直接又は間接の取引がない場合においても、国防権限法 2024 の規制の対象とされた事業者や製品・サービスに関する取引にあたっては、今後の米国の規制の拡大に留意する必要がある。

³⁸ 例えば、2023年の国防授權法では、中国企業3社を含む一定の事業者の設計、製造、供給等する半導体製品等の米国の政府調達からの排除（第5949条）が定められ、2022年に成立したNo TikTok on Government Devices Actでは、政府機関によるTikTokの使用が禁止された。

³⁹ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）

⁴⁰ 前掲脚注37の、港湾施設や設備に関するサイバーセキュリティ対策を強化する大統領令を含む2024年2月21日の一連の施策の公表に先立ちバイデン政権のにより行われた記者会見においても、中国のサイバー活動の懸念の一例として、日本最大級の港湾である名古屋港がランサムウェアの攻撃によって数日間にわたって混乱したことについて、言及されている。

⁴¹ 2024年1月30日第6回経済安全保障推進会議資料、及び、同月29日第9回経済安全保障法制に関する有識者会議（令和4年度～）資料参照。

⁴² 前掲脚注19のLOGINK: Risks from China's Promotion of a Global Logistics Management Platform 8-9頁参照

る⁴³。これまでも一定の中国系企業の通信機器や監視装置については、サイバーセキュリティ上の懸念から、まず政府調達から排除された後に、米国への輸入や販売の認証が禁止されるというように規制が拡大した例がある。そのため、米国政府が懸念を有する製品は、今後、米国国内で更に規制がエスカレートする可能性に注視していく必要がある。

さらには、日本企業は、国防授權法 2024 の規制を受けない場合であっても、同規制対象とされた製品等を製造する中国系事業者との取引の開始や継続を経済安全保障の観点から判断する際に、同法の個別の規制の趣旨・内容や、今後の米国の関連規制の動向を注視し、考慮することが有益であろうと思われる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

⁴³ 米国企業との取引において、国防権限法 2024 年に基づいて規制対象とされた製品が、自社製品の構成部品になっていないかの確認や、構成部品となっていないことの表明保証を求められる可能性も否定できない。